

政治学概論 |

(2) 公権力と支配

権力とは = 人を動かす力
(時として強制に近い)

例・会社の上司 (人事権・業務命令)

権力者 = 組織やグループの中で (一定のルールに基づいて) 人を従わせることができる

例えば警察官・税務署職員とはどう違うか?
交通違反を取り締まる「権力」

権力と支配 = マックス・ウェーバー

19世紀末 = 20世紀初頭ドイツの社会（経済・政治）学者

- 支配の三類型

- カリスマ的支配 = 屬人的・個人的な能力が権力の正統性
- 伝統的支配 = 長年の風習、身分、共同体の秩序など
- 合法的支配 = 法律による正統性、近代の官僚制

「法の支配」法を民意で決定するのが近代の民主主義

ただし、民主主義の中でも「カリスマ性支配」は起こり得る

「伝統的支配」も残っている

権力から「公権力」へ
「法に基づく支配」公的な強制力 = 法律の裏付けが必要

平等な国民による選挙 → 政権 (administration)
議会での立法 → 公共の政策 (民主主義)

「カリスマ・伝統支配」の脱却 「法治国家」人治は×

公権力の恣意的な運用を防ぐことが民主主義の要諦
= 三権分立、政権交代、報道・言論の自由

「公権力」の行使と「法の支配」

- 公権力の及ぶ範囲（通常は国の領土内）では、その法律には従わなければならぬ。
「その法律に反対」でも法律違反の自由はない。
- 公権力の行使（強制力を含む）は、法律に従って行われなければならない。
一方、民意によって法律を変える政治的行為が民主主義では可能になる